

船舶事故調査報告書

平成27年7月16日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

| | |
|---|---|
| 事故種類 | 乗組員死亡 |
| 発生日時 | 平成27年2月11日 11時30分ごろ |
| 発生場所 | 広島県尾道市岩子島南西方沖 大浜埼灯台から真方位326° 1.14海里付近 （概位 北緯34° 22.42′ 東経133° 09.63′） |
| 事故調査の経過 | 平成27年2月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | 漁船 ^{ほうらい} 宝来丸、4.99トン HS3-30621（漁船登録番号）、個人所有 10.30m (Lr) × 2.62m × 0.77m、FRP ディーゼル機関、48kW（動力漁船登録票による）、昭和54年10月3日 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長 男性 78歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年6月25日 免許証交付日 平成25年12月10日 （平成31年11月13日まで有効） 甲板員 男性 49歳 |
| 死傷者等 | 死亡 1人（船長） |
| 損傷 | なし |
| 事故の経過 | 本船は、船長ほか甲板員1人が乗り組み、ごち網漁の目的で、広島県尾道糸崎港の係留場所を出港し、岩子島南西方沖で操業を開始した。 甲板員は、約2ノットの速力（対地速力）で航行しながら3回目の揚網中、袋網下端部のいわロープ（重り付きロープ）を絞って引き揚げるため、右舷船尾方にいた船長に「いわロープに取り付けた絞りロープ」（以下「本件絞りロープ」という。）の一端を操舵室右舷外板に設置された巻取り用ローラに掛けて渡し、その後、自らも本件絞りロープの他端を操舵室左舷外板の巻取り用ローラに掛けて船長の方を振り向いたところ、平成27年2月11日10時30分ごろ、船長がいないことに気付いた。 |

| | |
|--|---|
| | <p>甲板員は、海中に落ちて泳いでいる船長を認めたので、急いで本件絞りロープの端に輪を作って船長へ投げ、同輪の中に船長の身体を通させたのち、機関を中立運転とし、引き揚げようとしたが、舷が高く引き揚げることができなかった。</p> <p>甲板員は、船長を支柱が取り付けである右舷船尾側に移動させ、巻取り用ローラを用いて船長を引き揚げようと数回試みたが、本件絞りロープが船長の体に食い込んで引き揚げることができず、11時00分ごろ船長が意識を失った。</p> <p>甲板員は、近くを通り掛かったプレジャーボートに救助を求め、11時30分ごろ船長をプレジャーボート側に引き揚げ、本船の係留場所付近まで搬送してもらった。</p> <p>船長は、救急車で病院へ搬送されたが、低体温症による死亡と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船の状況、写真2 海中に転落する前の船長の状況、写真3 船長がいないことに気付いた時の甲板員の状況、写真4 本件絞りロープ等の状況 参照)</p> |
| 気象・海象 | <p>気象：天気 曇り、風向 南西、風力 5、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5m、水温 10℃以下</p> |
| その他の事項 | <p>船長は、持病がなかった。</p> <p>船長及び甲板員は、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>甲板員は、船体の動揺を感じていなかった。</p> <p>甲板員は、携帯電話を携帯しておらず、本船の無線機も故障していたので、救助機関等に救助を求めることができなかった。</p> |
| 分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析 | <p>不明</p> <p>不明</p> <p>あり</p> <p>船長の死因は、低体温症であった。</p> <p>本船は、岩子島南西方沖で操業中、船長が、水温10℃以下の海中に落ちた際、船内へ引き揚げられず、濡れた状態で風力5の風を受け続けたことから、低体温症に陥ったものと考えられる。</p> <p>船長が落水した状況は、明らかにすることはできなかった。</p> <p>甲板員は、一人であった上に、本船の舷が高く、外板に足場となるものがなかったことから、船長を船内に引き揚げられなかったものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、本船が岩子島南西方沖で操業中、船長が、水温10℃以下の海中に落ちた際、船内へ引き揚げられず、濡れた状態で風力5の風を受け続けたことにより発生したものと考えられる。</p> |
| 参考 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> |

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 落水者を速やかに引き揚げられるように簡易梯子^{はしご}等を備えておくこと。・ 防水型携帯電話等を携行し、外部との連絡手段を確保しておくこと。・ 救命胴衣等の適切な着用を心掛けること。 |
|--|--|

付図1 事故発生経過概略図

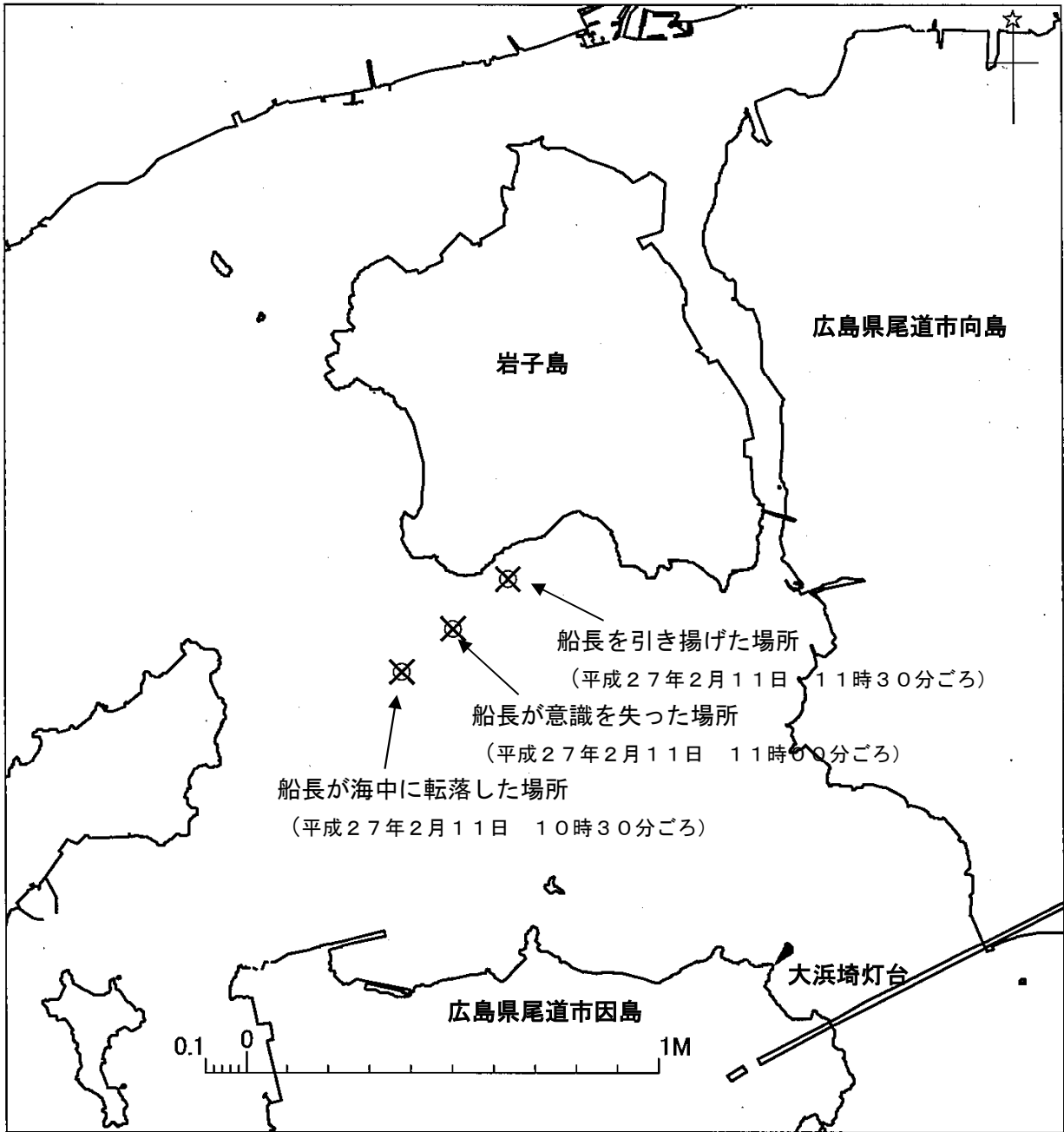


写真1 本船の状況



写真2 海中に転落する前の船長の状況



写真3 船長がいないことに気付いた時の甲板員の状況



甲板員（本件絞りロープを巻き揚げようとしている状況）

写真4 本件絞りロープ等の状況

